

発行所

株式会社 FFPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

一時払養老保険の差益

Q: 私は先日、5年ものの一時払養老保険の満期保険金を受け取りました。この保険金については所得税が源泉徴収されているようですが、確定申告において、精算できるのでしょうか。

A: 確定申告で精算することはできません。

【解説】

一時払養老保険について、満期保険金、解約返戻金を受け取った場合の課税関係は次のようになっています。

(1)原則

満期保険金等を受け取った場合には、一時所得として、その保険金等の金額から払込保険料を差し引き、他に一時所得がないときは、この金額から特別控除額50万円を控除した残額の2分の1相当額が他の所得と合算されて総合課税されることになっています。

(2)例外

一時払養老保険のうち、保険期間等が5年以下のもの及び保険期間等が5年を超えるもので5年以内に解約されたものについては、金融類似商品として、その差益に対して20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が行われます。

ご質問の場合は上記(2)に該当し、源泉分離課税された一時払養老保険の差益については、確定申告をすることはできません。

